

## 短期大学における著作権教育への取り組み（第2報）

濱 口 なぎさ

Approach on copyright education in junior college (2)

Nagisa HAMAGUCHI

キーワード：短期大学、著作権教育、情報モラル

### 1. はじめに

生活科学科生活総合ビジネス専攻1年前期に開講されている「情報検索」では、15回中2回の授業で著作権をテーマとした講義を行っている。今年度は、講義をする前に学生たちに対して著作権についての意識調査を行い、講義後には理解度を確認するために小テストを実施した。その結果を報告し、次年度に向けた授業改善のための資料としたい。

### 2. 講義内容

昨年度までは講義科目「情報検索」の2回（90分×2＝180分）の授業時間で、著作権について取り上げてきた。今年度は、事前に著作権に関する意識調査を行った上で2回の授業時間を設定し、学生たちの理解が深まるように講義内容を計画した。各回の講義内容と授業のねらいは表1のとおりである。

表1. 著作権に関する講義内容と授業のねらい

授業回	月日	実施内容・授業のねらい
第7回	5月19日	著作権に関する意識調査の実施・回収
-	5月26日	（スポーツフェスタにより休講）
第8回	6月2日	意識調査の結果を元にした導入 著作権について基本的な知識を得る
第9回	6月9日	著作物が自由に使える場合を確認する 特に引用の方法について理解する

### 2.1. 著作権に対する学生の意識調査

調査日：2011年5月19日

調査人数：「情報検索」受講者23名中23名（回答率100%）

調査内容：

- ①あなたは「著作権」という言葉を知っていますか？また、「著作権」とはどういうものだと思いますか？今思いつく内容でよいので、できるだけ具体的に詳しく書いてください。
- ②書店でファッション雑誌を立ち読みし、着てみたい服の写真があったので携帯電話のカメラでその部分を撮影しました。この行動には問題がありますが、それはどの部分で問題がある理由はなんだと思いますか？
- ③「著作権」はあなたにとって関係のある事柄だと思いますか？

上記のような内容で、情報検索の授業時に簡単な意識調査を行った。調査項目は学生が回答しやすいように平易な内容とした。

調査の結果、「著作権」という言葉については100%の学生が知っていると回答した。また「著作権」の内容についての記述をみると、ある程度正しい知識を持っている学生が多かった。中には「人が書いたり（描いたり）して公に出される物について、それを作者じゃない人が悪用したり、使用するのを防ぐもの。ただし作者の死後50年たっていれば権利は無効となる」とほぼ完璧な回

答を記述した学生もいた。

一方、「著作権」とは「本を書いた人や音楽を作った人の権利」だけだと思っている学生も多く、「著作権」は自分にとって関係がないと思っている学生も数名いた。そこで、今年度の授業では、特に「著作物の種類」と「著作物の使用方法」について重点的に取り上げることとした。

## 2.2. 意識調査の結果を元にした導入

6月2日の授業では、前項の意識調査の結果を導入の資料とした。具体的には、学生に調査用紙を返却し、各項目について回答例を紹介しながら具体的な事例を挙げて解説した。さらに授業の教材として、社団法人著作権情報センター（以下CRIC）の無償パンフレット「はじめての著作権講座 著作権って何？」を活用し、本や音楽以外にも様々な著作物があることを紹介した。授業で解説した項目は下記のとおりである。

- ①知的財産権の中の著作権
- ②著作物の種類
  - ・言語、音楽、舞踊・無言劇、美術、建築、地図・図形、映画、写真、プログラム等
- ③著作者の権利
  - ・著作者人格権
  - ・著作権（財産権）
- ④著作権の保護期間
- ⑤著作隣接権
  - ・実演家の権利
  - ・レコード製作者の権利
  - ・放送事業者の権利
- ⑥外国の著作物の保護
- ⑦著作物の正しい使い方
- ⑧著作物が自由に使える場合
- ⑨著作権侵害・罰則

授業の最後に、CRICが運営している著作権教育用Webサイト『コピーライトワールド』内の「CRIC式自己診断テスト」にて、講義内容がどの程度理解できたかを学生たちに自己診断させた。結果は、受講者22名中19名（86.4%）がレベルA、3名（13.6%）がレベルBであった。CRICによるレベル設定ではAが「著作権についてよく理解

できている」、Bが「著作権について基礎的な知識がある」となっており、「著作権について基本的な知識を得る」というこの授業のねらいは達成できた。

なお、この日の授業中に参考資料とするために、著作権に関する学生たちの学習経験について簡単なアンケートを行った。その結果、高校の「情報」や「公民」、「情報処理」の授業で著作権について学んだ経験があるとの回答が22名中15名（68.1%）おり、学んだ経験がないと答えた学生は4名であった。このことは、前項の意識調査で判明した、学生たちが著作権について事前にある程度の知識を持っていたという結果につながっていると考えられる。

## 2.3. 著作物の利用方法

学生たちは、著作権が著作者やその隣接者に与えられる権利であることは理解できたようである。しかし、自分自身が著作権者にはならないから著作権は関係ないと感じている学生がいた。そこで、6月9日の授業では、大部分の人々は著作権者にはならなくても、必ず著作物の利用者にはなることを理解させ、その正しい利用方法を知ることからねらいとした。ポイントとしたのは下記の3項目である。

- ①原則として他人の著作物を利用する場合は、著作者の許諾が必要である。
- ②例外として著作物を自由に使えるのは「私的利用のための複製」等に限られる。
- ③レポートや小論文を作成する際の引用法を知る。特に、「③レポートや小論文を作成する際の引用法」については、授業のレポートや卒業研究の報告書などを作成する際に必要不可欠な知識であるため、具体的な記述例について詳しく説明した。

## 2.4. 小テスト

講義終了後、著作権について全般的な知識を問う小テストを実施した。小テストの設問と正解率は表2のとおりである。なお、解答は×形式とした。

小テストの内容は、設問 1・6・7・9が著

表2 . 著作権に関する小テストの設問と学生の正解率

	問題	正解	正解率
1	3歳児がチラシの裏紙にぐちゃぐちゃに描いた絵には著作権はない。	×	95.2%
2	映画以外の著作物の著作権は、作者が亡くなってから50年たてば消滅するので、その後は誰でも自由に使うことができる。		76.2%
3	ホームページにある他人の文章やイラストは、自分の勉強に使うためであれば、著作者に無断でダウンロードしたり印刷することができる。		81.0%
4	ボランティアで、ベストセラーになった小説を点字に翻訳する場合は、著作者の了解を得なくてもよい。		57.1%
5	教員は、学生が授業で提出したレポートをより良くするためであれば、本人の了解を得ずにその内容の一部を修正して学会などで発表することができる。	×	81.0%
6	音楽の作曲家や作詞家には著作権はあるが、その歌を歌う歌手や演奏家には何の権利もない。	×	95.2%
7	クラスのみんなの共同作業で大きな絵を描いて展覧会に出品した。この絵の著作権は出品するときに代表者を決めたので、その人が著作権者になる。	×	71.4%
8	公園や広場に設置されている銅像などは、誰でも見ることができるので、写真も自由に撮ることができる。		95.2%
9	著作権は財産のひとつとして相続したり売買することができる。		52.4%
10	自分が楽しむためにだけにテレビ番組を録画する事はできるが、デジタル機器を使用する場合は補償金を支払うことが法律で決められている。		61.9%

著作権全般、設問 2・3・4・5・8・10が著作物の利用に関する問題とした。小テストの結果からは、学生たちが基本的な著作権の知識は得ているが、具体的な事例については判断に迷っていることが分かる。

著作物の利用については個別に判断が必要な場合が多いため、授業ではできるだけ具体的な事例を紹介し、小テストの設問にも反映したつもりであったが、残念ながら正解率が5割程度のものが2問あった。授業のねらいであった「著作物が自由に使える場合を確認する」「特に引用の方法について理解する」については十分達成できたとは言えない。

次年度はこの結果も参考にして、学生にとってより分かりやすい事例を提示していきたい。

### 3 . 著作権セミナー

日時：平成23年9月14日(水)

場所：ウィルあいち（愛知県名古屋市）

主催：文化庁・愛知県教育委員会

著作権について、全般的な知識と今後の動向を知るために、著作権の監督官庁である文化庁が毎年全国各地で実施している「著作権セミナー」に

参加した。

このセミナーでは、文化庁長官官房著作権課の鈴木修二氏による「著作権制度の概要」の講演が行われた後、分科会に分かれてより専門的な講義を受けることができた。分科会は教職員部会に参加し、学校現場における著作権についての具体的な事例についての知識を得ることができた。具体的な内容は下記のとおりである。

#### 【著作権制度の概要】

- ①知的財産権
- ②著作権制度の沿革
- ③著作権制度の概要
- ④著作者の権利
- ⑤著作隣接権
- ⑥外国の著作物等の保護
- ⑦他人の著作物を「利用」する方法
- ⑧著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合
- ⑨著作権が「侵害」された場合の対抗措置
- ⑩登録制度

#### 【学校現場における著作権について】

- ①著作物の利用と著作権の制限
- ②主な例外規定

- ・学校における複製
  - ・副会場への送信
  - ・試験問題としての複製・公衆送信
  - ・引用
  - ・学校における上演・演奏・上映等
- ③文化庁が提供する著作権学習教材等

#### 4. おわりに

今年度は、2回の授業の事前・中間・最後に意識調査や小テストを実施して学生の理解度を確認したが、設問内容等に再考が必要であると感じた。しかし、これらの資料から学生たちは高校の授業などで著作権に関する学習経験があり、ある程度の知識を持っていたことは分かった。高校で著作権についてどの程度の内容を指導しているのかについては、資料を集め、研究してみたいと考えている。

次年度以降の短期大学での著作権教育は、基礎的な知識の習得は最小限にとどめた上で、著作物の具体的な利用方法について応用的な授業を行うほうがより実践的であると感じた。特に、レポートや論文作成の際の「引用」法については、今年度十分な解説の時間が割けず、実際に引用をさせる課題を準備していたのに実施することができなかったのが心残りである。次年度は、特にこの点を改善し、実際に学生たちにレポート等を書かせた結果をみて、引用に関する指導を試みたい。

さらに、文化庁の著作権セミナーに参加して得た知識を元にして、著作物の正しい利用方法について学生の理解が深まるような授業を計画していきたい。

#### 参考資料

- ・「はじめての著作権講座 著作権って何？」社団法人著作権情報センター（CRIC）、2009年
- ・「梅原ゆかり他監修「すぐに役立つ著作権のしくみとトラブル解決実践マニュアル」三修社、2010年
- ・文部科学省「高等学校学習指導要領解説 情報編」、2009年
- ・久野靖他監修「情報科教育法 改訂第2版」、オーム社、2011年